

ブラジルにおける画像意匠の 保護制度



PINHEIRO NETO
ADVOGADOS

JOSÉ MAURO MACHADO
Partner

Rodrigo S.P.
OLIVEIRA
Legal Assistant

Pinheiro Neto Advogados は、ブラジルの独立したフルサービス法律事務所であり、知財全般におけるサービスの提供、および外国の顧客向けの法律サービスについて高い評価を得ている。José Mauro MACHADO 氏は Pontifícia Universidade Católica de São Paulo (PUC) を卒業し、Stanford University で法学修士を取得。International Chamber of Comercio (ICC、国際商業会議所)、Brazilian Intellectual Property Association (ABPI、ブラジル知的財産協会) 等の会員である。Rodrigo S.P. OLIVEIRA 氏は、PUC を卒業し、2018 年より同事務所に勤務している。

画像意匠とは、オペレーティングシステムに対して、よりユーザーフレンドリーな対話を可能にする視覚的表現を意味する。単一のアプリケーション内の一連の画像意匠は、グラフィカルユーザーインターフェース (GUI) とも呼ばれ、ユーザーの使用感を向上させるために電子デバイス、ソフトウェア、アプリケーション、およびウェブサイトで使用される。

GUI の最も一般的な例として、スマートフォンで使用されるタッチ・インタラクション・インターフェースがある。図 1、2 に示すように、タッチ・インタラクション・インターフェースは画像意匠を用いており、それぞれがシステム内の特定の機能を実行し、よりユーザーフレンドリーで対話型の環境を作り出す。

画像意匠は、当該製造業者の製品の視覚的特徴の一部であるため、重要な知的財産である。

画像意匠と GUI の双方ともデジタル製品への応用において審美的および機能的特徴を備えており、ブラジルの産業財産法に基づく意匠の定義に該当するため、ブラジル産業財産庁 (INPI) において意匠として登録可能である。



図1 US D810762S-DORO AB

図 2EU 004695260-0072-
Euro Games Technology Ltd.

ブラジル産業財産法第 95 条には次の規定がある。

物品の装飾的造形体（形状）または製品に利用することができる線および色彩の装飾的配置であって、その外形に新規かつ独創的な視覚的成果（効果）をもたらし、工業生産のためのひな形にすることができるものは、意匠とみなされる。

意匠は、他の産業財産権と比較して特異な点がある。すなわち、意匠として登録された場合は、産業財産法により意匠権として保護されるばかりでなく、著作権法によって保護される「産業に応用される芸術作品」でもある、という特徴である。

産業財産法と著作権法による意匠の二重保護は、登録要件を検討するとさらに明確になる。産業財産法によると、新しい意匠、すなわち、既存の意匠に含まれないものが登録可能であり、同法第 97 条には次の規定がある。

意匠が、先行する他の物品とは異なる視覚的形狀をもたらす場合は、その意匠は独創的であるとみなす。

画像意匠は、著作権法の下でも保護の対象となるため、画像意匠の登録は、ブラジルにおいて知的財産権として保護を受けるためには必須ではない。著作権による保護は、保護のための登録を必須としないためである。しかしながら、必要に応じて、意匠として登録することにより、その保護がより効果的で証明しやすいものとなる。この理由により、より多くの企業がより多くの画像意匠を意匠として登録申請するようになった。図3～5にブラジルで意匠として保護されている画像意匠とGUIの例を示す。



図3 BR 30 2015 000117 8 -
SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.



図4 BR 30 2017 004990 7 -
Nu Pagamentos S.A.



図4 BR 30 2018 001345 0 -
Nu Pagamentos S.A.

出願の過程で、意匠は方式審査のみが行われる。INPI は、法律に基づいて、必要な書類および情報が提示されているかを検証し、提示されている場合は意匠出願が公開され、直ちに許可され、証明書が発行される。登録は、出願日から 10 年間有効であり、5 年ごとの 3 回の連続した期間まで延長が可能であり、権利者がすべての更新を実行する場合、有効期間は最大 25 年間となる。

産業財産法第 111 条には次の規定があり、意匠の権利者は、この期間中いつでも、新規性と独創性の要件が実際に満たされているかの実体審査を INPI に要求することができる。

登録意匠の所有者は、登録存続期間中いつでも、その登録対象の新規性および独創性に関する審査を請求することができる。

(補項) INPI は、実体審査に関する見解書を発行するものとし、第 95 条から第 98 条までに規定した要件の内の少なくとも 1 が欠落していると結論付けるものである場合は、当該見解書を職権による登録無効手続の開始理由とすることができる。

意匠は、方式審査の後に許可されるが、登録は権利者に無制限の所有権を与え、その結果、第三者が事前の許可なしに複製することを防ぐ効果がある。

ただし、意匠登録が許可された後に INPI が実施する実体審査は、行政手続、または司法手続において第三者が異議申立を行った場合に、登録に対する信頼性を高めることに寄与する。

以上のように、ブラジルにおいて、画像意匠と GUI を意匠として保護することが可能であり、意匠登録は INPI から迅速に取得することができる。この知的財産を保護することは、ブラジル市場で製品の視覚的側面を保護し、競合他社による複製を回避しようとするテクノロジー企業に重要な競争上の優位性をもたらすことになる。

ソース

ブラジル産業財産法(2001年2月14日法律第 10.196 号により改正された1996年5月14日法律第 9.279 号)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/brazil-sanzai.pdf>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)